

## **改良備前網漁業**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林水産省令第5号）第72条第1項第3号に規定する手繰第三種漁業に該当する改良備前網漁業につき、愛知県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

### 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

#### (1) 漁業種類

改良備前網漁業

#### (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

17隻

#### (3) 船舶総トン数

15トン未満であって許可証に記載された総トン数

#### (4) 推進機関の馬力数

400キロワット以下であって許可証に記載された馬力数

#### (5) 操業区域

渥美外海のうち東経137度29分19秒の線と、次の点を順次結んだ直線と北緯34度26分18秒以南の東経137度2分54秒の線から成る線との両線間における海域。

ア 北緯34度34分50秒東経137度1分5秒の点

イ 北緯34度33分58秒東経137度の点

ウ 北緯34度33分52秒東経137度9秒の点

エ 北緯34度30分53秒東経137度2分16秒の点

オ 北緯34度30分6秒東経137度1分23秒の点

カ 北緯34度28分52秒東経137度2分6秒の点

キ 北緯34度27分東経137度2分6秒の点

ク 北緯34度26分18秒東経137度2分54秒の点

#### (6) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

#### (7) 漁業を営む者の資格

県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第2条第1項第1号に規定する船舶）を使用する権利を有する者又は有する見込みのある者。

### 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年6月24日（水）午前8時45分から令和8年7月24日（金）午後5時30分まで

### 3 備考

- (1) この許可の有効期間は、令和8年9月1日（火）から令和11年8月31日（金）までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
- ア 最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域で操業してはならない。
- イ 使用する漁具は、次の表の左欄の項目について、それぞれ同表の中欄の範囲内でなければならない。

項 目	範 囲	備 考
1 ビーム (1) 長さ (2) 太さ	550 cm以下 7.8 cm以下	角材の場合は、対角線の長さ
2 ビーム支持部 (1) 長さ (2) 幅	30 cm以下 3.9 cm以下	海底接地部の大きさ 海底接地部の大きさ
3 魚起チェーン	付加物を付けない	
4 泥抜き装置	1連以内	垂直状の薄金属板を並列にチェーンで連結したもの
5 そで網の長さ	200 cm以上	
6 網目	15 cmにつき28節以下（もじ網にあつては50 cmにつき105経以下）	

- (3) 当該許可に係る漁業に使用する船舶の船長は、当該許可の漁具を搭載しての航行及び操業する期間中は、船舶に搭載された自船の航跡を表示する機能を有する航海機器（いわゆるGPSプロッター。）を正常に作動させ、当該装置により記録される航跡の記録を、航行の帰港日から起算して2日間保存しなければならない。
- (4) 愛知県漁業調整規則第11条第6項に規定するくじは、愛知県において行うものとする。

令和8年6月23日

愛知県知事 大村秀章